



## 子どもたちを虐待から守るために ～改正児童福祉法・児童虐待防止法のこれから～

司会 石井 逸郎 広報委員会副委員長



奥山 眞紀子 氏  
医師  
日本児童虐待防止学会理事長



東 玲子 氏  
川崎市こども家庭センター  
常勤弁護士  
神奈川県弁護士会会員



磯谷 文明 氏  
日弁連子どもの権利委員会  
事務局長  
東京弁護士会会員

**【石井】** 本年は国連が子どもの権利条約を採択して30年という節目の年ですが、東京都目黒区や千葉県野田市で痛ましい事件がございました。今般の通常国会では児童福祉法、児童虐待防止法などの改正がなされました。



本日はこの問題の専門家の皆さんに今般の改正の意義と今後の課題についてお聞きしたいと思います。最初に皆さんから自己紹介をいただけますか。

**【奥山】** 私は小児科医で、1980年代後半に子どもの心の診療を目指してアメリカで勉強をしたのですが、当初虐待は日本の問題ではないと思っていたところ、「虐待」の問題を知るにつれて、実はアメリカに行く前にも日本で相当数の虐待に出会っていたことを認識しました。そこで、日本でも相当な虐待問題があると考えて、日本に帰ってきて、虐待問題に関係するようになりました。それから現在に至るまで虐待問題に取り組んできました。

**【東】** 私は、神奈川県横須賀市の一般的な法律事務所勤務弁護士として働き始めました。少年事件を多く担当し、虐待環境が背景にありながら非行という形で家庭裁判所に送られてきた子どもたちが「悪いことをした」と反省し、虐待をしてきた親からも「反省してこい。」と言われて少年院送致になることを何件も経験しました。その中で、非行の手前の

虐待の段階で関わりたいと思い、神奈川県弁護士会の子どもの権利委員会の虐待防止部会（現・子どもの福祉部会）に所属しました。2006年に横須賀市が中核市として児童相談所（以下「児相」）を立ち上げた時から嘱託の弁護士として関わり、それ以来、児相の嘱託や非常勤の弁護士をしています。2019年4月から川崎市の常勤弁護士として勤務しています。

**【磯谷】** 私は、2019年6月から日弁連の子どもの権利委員会の事務局長をしております。本日はそういう立場で参加させていただきますが、私自身も随分長く子どもの虐待の問題には関わってきました、主に東京都の児相の法的支援を行ってきました。

### 深刻な児童虐待の原因

**【石井】** 厚生労働省（以下「厚労省」）のデータによりますと、児童虐待防止法のできた1999年に1万1600件だった児童虐待相談の対応件数が、2016年には約10倍の12万2500件に増えています。死亡事件は心中も含めて年間80件前後で推移しています。この間2016年、2017年、2019年と相次いで児童福祉法、児童虐待防止法の改正を行ってきたわけですが、最近も死亡事件が相次いでいます。奥山さんは、この状況をどう評価されていますか。

**【奥山】** 一つ挙げたいのは、児童虐待の対応件数は非常に増えていますが、死亡事例はそれほど増えていません。ただ日本はチャイルド・デス・レビュー（以下「CDR」\*）をやっていないので、実際には暗数があると考えられます。

\* CDR 子どもの死亡登録・検証制度。予防可能な子どもの死亡を減らす目的で、多職種専門家が連携して系統的に死因調査を実施して登録・検証し、効果的な予防策を講じて介入を行おうとする制度。



この児童虐待相談の対応件数というのは、児相が受けた相談件数ですが、それに市町村への通告件数が増えますので、実際の虐待の件数は倍近くになると思います。児相への通告に関しては、警察からのDV目撃の通告として心理的虐待数が増えているために、急速に増加した側面があります。ですからこの数字だけで原因を考えるのは、なかなか難しいものがあると思います。ただ死亡事例が減っているかといいますと、減っているとは言えない事実があります。

もう一つ言っておかなければならないのは、2016年の児童福祉法改正は、話題になった死亡事例があつて改正したわけではありません。もともと何とかしなければならぬ状態だったというのがベースにあつて、法改正して、それが機能したとは言えないうちに社会の注目を浴びるような死亡事例が立て続けに起きました。

私は30年近く虐待の問題に関わってきて、児童福祉の分野はイノベーションが起きにくいと思います。変わるのが遅く、現実には追い付かず、みんな後手に回っているという印象です。もっと抜本的に改革しないと、死亡事例を減らすのは難しいという不安を持っています。

**【石井】** 東さんは、虐待の件数、特に死亡の件数が減らない原因をどうお考えですか。

**【東】** 死亡事例が起きてしまう原因としては、乳幼児について言えば、孤立している家庭で起きている印象があります。実家の助けが得られない、親のパーソナリティが非常に弱い、親自身の育ちにおいて誰かに頼った経験が乏しくて周囲に助けを知らぬことを知らない、等の事情が見られるように思います。周囲に弱みを見せてはならないと思つている方は、こちらがどんなに援助の手を差し伸べても大丈夫ですと断つたりしますので、孤立家庭にどのように手当てをしていくのが課題だと思います。

通告件数に関して言えば、市民からの通告が増加していると思います。

**【石井】** そういう意味では件数の増加というのは悪いことではないということでしょうか。

**【奥山】** 通告件数が増えることは悪いことではないのですが、今は逆転現象が起きているのが問題です。市町村への通告は、関連機関からの通告なので重症なケースが通告されます。これに対して、児相への通告は、近隣通告とか警察からの面前DVが多く、本来は支援ベースで入つた方がいいような通告が増えていきます。その中に重症なケースが入ってくるので、大量の砂の中から何かを探すようなもので、児相の意識が重症なケースに向きにくくなつていのではないかと思います。本来、窓口を一つにして支援ベースで入るケースなのか重症のケースなのかをきちんと振り分けて対応すべきで、全て児相が48時間以内にやるというのはある意味無駄なエネルギーも使いますし、感覚も麻痺しがちになります。その対応を早く始めなければならぬと考えております。

**【磯谷】** さきほどの児童虐待相談の対応件数は1990

年には1000件ぐらいだったので、そこを起点にすると2016年には100倍超くらいになっています。これは児童虐待の実数が増えているうえ、社会的に児童虐待への認知度が高まり、周りの人たちが児童虐待に気づくようになったこと、さらに近年は警察からのDV通告が急増し、件数を押し上げているという状況なのだろうと思います。



さきほど死亡事例の話がありましたけど、数的には0歳0か月と非常に幼いお子さんの死亡が多くて、いわゆる周産期のサポートがカギになると思います。東さんがおっしゃったように、家族が地域から孤立しているケースや、親の精神的な疾患が絡んでいるケースなどもあり、本当に様々なケースがありますが、それらに関しては国の死亡事例等の検証で明らかになってきているので、対策を徹底する必要があります。

**【奥山】** 確かに死亡事例の約4割が0歳児ですので、そこにばかり注目してきました。しかし、死亡事例検証の10年間のデータを分析してみると、0歳代の事例は「泣き声にいら立って」というケースが多いのですが、1歳以上、特に3歳以上の事例は親等が「しつけのつもり」というのが多い。最近の事例も、そうですね。1歳以上で「しつけのつもり」を動機にしたケースはその他の死亡事例に比べて、若年出産、DV、養父・継父が加害者、転居が有意に多いのです。そういうデータは、CDRをやっているわけではないので全数ではないですけど、きちんと分析して専門性の向上に活かしていかなければならないのです。

## 児童虐待防止のための組織の在り方

**【石井】** 児童虐待を防止するための課題をどうお考えですか。

**【奥山】** 抜本的に改革しなければだめだと思います。2016年の児童福祉法改正で子どもの権利を基盤にするというのは総論で謳われています。ただ児相の業務についての規定は、子どもの権利を第一に守るという規定になっていません。「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技能を必要とするものに応ずること」（児童福祉法第11条第1項第2号ロ）一番最初に挙げられている業務です。つまり、子どもの相談に応じなさいというのではなく、子どもに関する家族等からの相談に応じなさいということです。児相の相談の対象は子どもではなく、その家族なのです。児相は子どもを権利侵害から守るところと位置付けてほしいにも拘わらず、そういう位置づけになっていないのです。

厚労省は2022年までにすべての市区町村に子ども家庭支援拠点を置くということなので、子どもに関する家庭の相談については、基盤強化しながら身近

な市区町村で相談に乗り、見相は、市区町村と連携して、子どもを権利侵害から守るところと明確にしてほしいと思います。

**【磯谷】** これまで見相は、家庭を支援しながら、虐待があると介入もしてきました。それには利点もあるのですが、難点もあります。例えば、子どもが安全でない状態にあり、本当は直ちに保護しなければならないケースなのに、家庭支援をしている中で、「あのお母さん、頑張ってきたから、もう少し頑張らせてあげたい」などと思ってしまうことがあります。あるいは、親から脅されたりして判断の目が曇ってしまい、介入の機会を逃すこともあります。逆に、介入するときは怖い顔をしてやるわけですけど、そこから支援に移るとき、どういう顔をして行くのかという悩みもあります。そこが昔から問題になっていて、支援と介入を分けた方がいいという意見があります。確か、川崎市では分けていましたね。

**【東】** 川崎市では、以前は介入チームと支援チームを分けて設けていましたが、やめています。内部で見立てを共有できるかとか、いつ支援チームに引き継ぐのかという内部調整が難しかったと聞いています。現在は、横浜市がチームを分けていますが、やはり介入チームから支援チームに引き継ぐタイミングが難しいと聞いています。

**【奥山】** 同じ組織の中でやること自体難しすぎるのです。見相の目的を大きく変える必要があると思います。今の制度では、市町村と見相は両方が相談に乗るところなのです。見相の方が専門性の高い相談を対象とすることになっていますが、相談する方には自分の相談の専門性が高いのかわかりません。違う組織なのに同じ機能を持たせておいて、一方で、一つの組織で支援も介入もやろうとしているわけです。それは混乱に結び付くと思います。

**【石井】** 家庭の支援に力を入れる組織と介入して子どもの権利を守る組織は分けた方がいいということでしょうか。

**【奥山】** 国際的にも分けている国が結構あるので、そういう国のやり方を勉強しながら分けていった方がやりやすい形になってくると思います。市区町村が家庭支援を主導して、見相の役目は本当に必要なケースに介入するというにすることにする必要があると思います。

**【磯谷】** 同じ児童福祉司さんが最初から最後まで関わるといことには弊害があったし、今でもあると思います。例えば介入で忙しくなると、人数不足の問題もありますけど、すでに保護している子どもたちの支援はどんどんおろそかになることがあります。もっとも、単純に支援と介入を分ければ解決するわけでもないという意見もあって、そこは知恵を出し合って、よりよいあり方を探っていく必要があると思います。

**【奥山】** その背景にあるのは、やはり一人一人の専門性だと思います。専門性のある者同士ならやり取りが結構うまくいくのですが、どう伝えたらいいかわからないから抱え込んでしまうということが結構起きてきている気がします。

**【東】** 川崎市は政令市なので、区役所が地域の拠点になって虐待の予防などを一手に引き受けるほか、支援ベースの事案を担当し、一時保護を検討するような事案は見相が担当する形で、役割分担をしています。ただ、区役所での業務は母子保健などその他の支援業務と一緒に担当しているので、虐待の専門性を身に着けた職員が足りないのです。多くの予防的に関わっているケースから危ない事案を見つければ見相と共有するのですが、それを見つけないで事故が起きている現状があるのです。市区町村に支援ベースの拠点を作ることは非常に大事なのですが、たった一粒の危ない事案を見つけて見相と共有するんだという感覚をもった職員をどう育て、どう活躍させるか、が課題だと考えています。

## CDRの必要性

**【石井】** さきほど奥山さんからCDRのお話がありました。要するに全ての子どもたちの死亡事例を集めて、それぞれ分析し、そのデータを共有する制度ですが、CDRの導入について、奥山さんどう評価されていますか。

**【奥山】** CDRは日本ではやっていませんが、必要性があると思います。アメリカでは70年代の終わりにスタートしています。最初は虐待かどうか見分けようというところからスタートしたわけですけど、やってみるとプリベントル・デス（防ぎ得た死）という事故や自殺を予防する上でも非常に重要な役割があることが分かってきています。すべての子どもの死を検証していくことは、子ども全体にとって意味のあることで、虐待に関しても明らかな虐待とされたもの以外にかなりの数の虐待があったとされています。

**【石井】** 児童福祉司の教材にもなるわけですね。

**【奥山】** 児童福祉司の教材にもなると思います。今の厚労省の虐待死検証も児童福祉司の教材としては良いですけど、報告書を書く際に、現地にお伺いを立てて、拒否されると入れることができないのです。本当に伝えたい必要なことが教材として伝えられているかは疑問です。

## 最近の法改正

**【石井】** ここで磯谷さんから、最近の児童福祉法などの改正の経緯についてご説明いただけますでしょうか。

**【磯谷】** 日本における近年の児童虐待防止対策の出発点は、2000年に児童虐待防止法が成立したことだと思います。

その後も、要保護児童対策地域協議会の設置や臨検捜索制度の導入など、特に法的ツールの面で法改正が積み重ねられてきました。しかし、2016年の改正はそれまでとは異なり、かなり根本的な議論に基づいて改正がなされたと思います。特に、子どもの権利擁護という視点を児童福祉法の最初に掲げたことはとても画期的だと感じています。この考え方が、児童福祉の中でどのように子どもの権利を守る



のかという議論につながって、今年の体罰の禁止に至ったと考えています。弁護士としては、児相に弁護士を配置するという規定が盛り込まれたことが非常に大きなインパクトになりまして、その後日弁連では、これに対応するために特別なチームを作り、厚労省とも協議をしながら、日弁連としての態勢をつくってきました。

2017年には、実務的にインパクトの大きかった、2カ月を超える一時保護に司法審査を導入する法改正がなされました。児相としてはそれなりの負担になっているのだらうと思いますが、裁判所とも協議を重ねまして、実務的には概ね固まってきたかなと感じています。

今年、2019年の改正は、東京都目黒区での死亡事件や千葉県の死亡事件が大きなきっかけになりました。その中でしつけの目的で結局死に至らせたしまったというところから、体罰を禁止する必要があるのではという議論が、国会の内外で沸き上がったのが特徴的だったと思います。日弁連は以前から体罰の禁止、それから民法の懲戒権規定の削除を求めてきたところでしたので、少なくともその一つが達成できたこととなります。もちろん体罰の禁止は法律に書けば済む話ではなくて、具体的に実現化していくために国会の議論でもガイドラインを作ると言われていましたし、また体罰禁止というのは処罰をするということではなくて、体罰に頼らない子育てを国民一般に浸透させていくのが一番大切ですから、そこに向けて国も弁護士会も努力していく必要があると思います。また児相の体制強化が非常に大きなテーマとして改正されました。弁護士の配置にも触れましたけど今回は医師や保健師の配置も義務化されました。これまで所謂規則レベルで定められてきた児童心理司についてもきちんと位置付け、さらに配置の基準についても法律でとっかかりができるようにしました。

それから2017年の8月に奥山さんが座長になって取りまとめられた厚労省の「新しい社会的養育ビジョン」の中で虐待のケースで特別養子をもっと活用するという方針が打ち出されて、それに基づいて民法の特別養子の規定などが改正されました。

**【奥山】** 2016年改正で、児童福祉法第1条で全ての子どもが権利の主体であるということを明確にした意義は大きかったと思います。その理念を浸透させるように考えていかなければならないと思います。

もう一つ大きく変わったのは特別養子縁組もあるのですが、家庭養育優先原則です。子どもは家庭で育つ権利があることを前面に打ち出し、特に乳幼児は家庭が重要だということを改正法の実装の在り方を描いた「新しい社会的養育ビジョン」では具体的に示しています。

2017年改正で、児童福祉法28条の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に保護者指導を勧告できるようになりました。それが本当に有効に使われるかが重要だと思っています。なぜかという、例えば今回のような事件のお父さんが自分から治療に行くのはあり得ない。そのような事案で治療命令

を出せるようにしてほしいということはずっと言ってきたのですが、これまで中々うまくできませんでした。諸外国では司法命令で治療が受けられるので、医師の治療プログラムが発展してきているのですが、日本はそのような制度がなかったので、治療プログラムが発展しなかったわけです。我々としては治療命令がうまく使われるようになれば、治療プログラムを発展させていけるのではないかという期待を持っています。



## アドボケイト制度

**【石井】** 子どもの意見、言い分を尊重する子どもの手続代理人の意義、その活動に対する援助制度のようなものがあると思うのですが、この点について磯谷さんからご意見をいただけませんか。

**【磯谷】** 子どもの手続代理人は家事事件手続法に規定されていて、子ども自身が手続行為をする際に代理をするのですが、残念ながら法テラスは特に扶助の対象にしておらず、日弁連の委託援助事業としてお金が出ています。子どものアドボケイトについては弁護士が一定の役割を果たせると思いますので、やはり国が法テラスなどを通してある程度の資金的な手当てをすることは非常に重要だと思います。ボランティアでやるのは現実的ではないと思います。

**【石井】** 日弁連の委託援助事業を見ると、虐待親との交渉代理であるとか、児相の手続代理などについても援助できるようですが、利用されているのでしょうか。

**【磯谷】** それなりに利用されています。ただ日弁連の委託援助事業は会員である弁護士が費用を負担していますので、ある意味「タコが自分の足を食べている」ようなものですし、子どもの権利擁護については児童福祉法にも規定されていて、子どものアドボケイターはまさにそれを実現して行こうという具体的な取組なので、国の責任において手当てをしていかなければならないと思います。

## 児童相談所の常勤弁護士と法的支援

**【石井】** 東さんは、このほど児相の常勤弁護士になられたということですが、常勤弁護士の利点と課題があればお話しいただけますか。

**【東】** 利点は即応性というか、何か起きた時に私もその場にいることです。非常勤だったときは、後日談として聞いていたのが、常勤になってからはリアルタイムで判断を示すことができるようになりました。それと私はワーカーさんと同じフロアで仕事しているので、ワーカーさんの様子がわかり、こちらから声を掛けて手伝うことができます。職員の方から常勤弁護士が後ろに控えてくれていると思うと、安心して飛び出していけると言ってもらえます。

課題は、常勤弁護士の業務が標準化されていない

ので、何もかも手探りですので、間違っただけのスタイルを作らないようにということを気にしています。

**【石井】** 実際に児相の常勤で入ってみて、状況はどうでしたか。

**【東】** 私が勤めているこども家庭センターに関しては、意欲的で疲れを知らない人たちという感じで一丸となって取り組んでいますね。自分たちが子どもを守る砦だという意識が大変強く、頑張りすぎているという感じです。私たち



は何とかして親子関係を調整したいので、保護者の方には来所面接のお願いをするわけです。そうすると、「夜だったら、土日だったらいける」と言われるので、夜間・休日の対応がとても多くなり、長時間勤務が常態化しています。関係機関との連携にも課題があります。これまでの法改正で児相の権限が強化されていますけど、地域の中で子どもは育てているのに、地域ネットワークの中で福祉を実現していく枠組があるのに、児相だけ強化しても、児相一人で走っても他機関が付いてこれなければ支援の形が作れません。例えば性被害、性虐待にあったお子さんの全身系統診察をしてくれる病院は神奈川県では一か所しかありません。スクールソーシャルワーカー配置はようやく始まったばかりです。

実は通告元になってくれない機関がまだにあります。子どもの所属機関から「心配な子がいる」との連絡があっても、うちから聞いたとして家庭訪問するのはやめてほしいと言われます。48時間以内の安全確認を取るのに、あそこから聞いたから来ましたと説明できないなら、どこから聞いたことにしようかということにすごく時間を使っています。

**【奥山】** それは法律上、秘匿され得ることになっていると思います。大抵医療機関は通告しましたという告知をしっかりとしますが、児相と話し合っただけで、言わない方がいいだろうという決定をした場合には、医療機関も児相も、聞かれても言えませんということで貫きます。

**【磯谷】** 川崎の話は介入するにあたって通告者がある程度分かる話にしないと焦点化できないという話ですよ。ケースによるのでしょうか。

**【東】** あとは保護者に関わる専門職がないですね。児童心理司もいるし児童精神科医もいるんですけど、子どものケアをするのが仕事です。親の治療を勧めるなど親支援のツールが足りていません。児相の介入機能だけを強化していくよりは、子どもに関わることを全体的にバランスよく底上げしていくことが大事だと思います。

**【石井】** 東さんを支える弁護士会のバックアップはどうでしょうか。

**【東】** 私自身は神奈川県弁護士会の児童福祉部会に所属しており、改正の動向や審判例などの知識を得る場や、情報交換の場として、非常にありがたいと

思います。また日弁連が児童福祉の分野で情報発信をしているほか、夏季合宿なども組まれていて、児相で働く弁護士のバックアップとしてありがたいと思います。ただ弁護士でも児童福祉を何もご存知でない方が事案に関わると、論点がかみ合わないの、弁護士全体に児童福祉に関して知っていてほしいと思いますね。

**【石井】** 磯谷さんは、弁護士会が児相の常勤弁護士に対してどのような関わりをすべきとお考えですか。

**【磯谷】** 東さんのように長いキャリアのある方が常勤弁護士になれば問題ないのですが、現実には弁護士経験の浅い方が就任することが多いと思われるので、日弁連子どもの権利委員会としては常勤弁護士になる人などを対象に、児童虐待についての基本的な知識を提供する研修会を実施しています。また、夏季合宿や付添人経験交流集会という形で1年に2回大きな集まりをもって、その中で児童福祉に関するコマが用意されて最先端の議論をしております。児相の常勤弁護士にとってもとても参考になると思います。加えて、常勤弁護士からの希望があれば、児相実務に精通した弁護士がメールで相談を受ける態勢をとることにしています。

**【石井】** 磯谷さんは長年にわたり児相の法的支援に取り組んでこられました。児相の法的支援に関して今後の課題と展望をどうお考えですか。

**【磯谷】** 私が児相と関わりを持ち始めた20年以上前には、まだ児相において弁護士のニーズは大きくありませんでした。しかし、児童虐待が深刻化し、児相が親と対峙してでも子どもを守らなければならなくなると、日々法律問題に直面するようになりました。その中で弁護士の法的支援は重要性を増してきていると思います。2016年の法改正で弁護士を配置するという規定が入ったのも、全国の弁護士たちが児相支援に取り組んできたことが評価されたのだと理解しています。今回の改正で、常時弁護士の助言などを受けられる体制を確保することになりましたが、これも弁護士の関わりがより深く求められているのだと思います。児相の実情も地域によってさまざまですし、弁護士のライフプランの問題もありますから、常勤弁護士が常に優れているということではなく、地域の実情を踏まえつつ、弁護士が日常的に、より深い形で関わることを期待されていると思いますし、日弁連としてもバックアップしていきたいと思っています。

## 今後の立法上の課題

**【石井】** 親の子どもに対する懲戒権の見直しが法制審議会です。日弁連は、懲戒権廃止の方向で意見書を出していますが、今後の見通しやその他の立法上の課題について、磯谷さんのお考えをお聞かせください。

**【磯谷】** 今回の改正で親権者の体罰の禁止が盛り込まれて、とても良かったと思います。ただ、よく規定をみると懲戒権の陰がまだちらついています。国会の審議でも、体罰に該当する懲戒権行使は許され



ないと明言されましたけど、一方で、それではどこからが体罰かという議論がこれからなんです。また、許される懲戒はどこまでかという議論もあり得て、結局、体罰禁止の趣旨が曖昧になりかねません。やはり以前から日弁連が意見を出しているように、懲戒権そのものを削除することで、体罰を完全に禁止する必要があると思います。懲戒権の削除については、懲戒権がないとしつけができなくなるのではないかというような懸念が示されることがありますが、いわゆる監護教育権の範囲内でしつけは可能なはずですし、懲戒権を廃止してもしつけができなくなるわけではないということは、議論の中で整理ができると思います。

法制審の議論については、これまでいくつも関わらせていただきました。いずれも、とても意義のある議論ができたと思っていますが、同時に、家族を取り巻く問題については、必ずしも実証的な研究とか長期的な研究というのがなく、それにもかかわらず、それぞれの価値観で議論されていることにちょっと不安を感じていました。特に、このところ痛ましい虐待死事件が続いていますが、そういうときは、十分な研究や議論のないまま、とりあえず形を整えようということで、政治主導で議論が進む傾向があるように感じます。事件を繰り返してはならないという強い思いはとても大切なのですが、やはり法制度を論じるにあたっては、多角的に冷静な議論をする必要があると思うのです。法というのは大きな論理の体系であり、いろんなところに波及するものでもありますので、これからはしっかりと実証的な研究も踏まえたうえで議論できると思います。研究者の方々には立法の基礎になるような研究にしっかりと力を入れていただければと思いますし、政治はそれを支援してほしいと思います。

**【石井】** 奥山さん、東さん、児童虐待防止の観点から、国、地方自治体、行政、地方議会に対してご意見があればお聞かせください。

**【奥山】** 2004年の児童虐待防止法の改正のための委

員会の時からずっと議論になっていた点として、一時保護に関しては後付けでもいいからすべて司法の関与が必要だということや、さきほどの治療命令が必要だということでした。ところが最高裁が後ろ向きなものですから、結局兇相に権限を与えて、それを膨らませてきました。その制度の在り方に無理が来ているのではないかと思います。もう少し司法の関与ができる体制を作っていくべきでしょう。子どもの権利条約でも行政だけで子どもを親から分離をしてはいけないと書かれています。そういうことを考えても、私は裁判所の令状でいいのではないかと思います。また警察と兇相の関係では、警察の中でチームを作って虐待にもっと理解を持ち、双方に情報が共有される多職種チームが必要だと思います。兇相だけに権限を与えて兇相だけを膨らませれば何とかなるという考え方は少し後退させた方がいいと思います。兇相は子どもを権利侵害から守る中心的な機関だということを明確にして、それと色々な機関がきちんと一緒にチームとして動いて子どもの命と権利を守っていくという仕組み作るべきだと思います。

**【東】** 兇相の介入機能ばかり強化するのではなく、予防・再発防止のためには、特定妊婦の支援も含めて「親支援」のシステムを作り、人を配置する必要があります。予防・発見の面では地域の関係機関の対応力強化が必要です。また現状では親子分離した後にその子にあった施設を選ぶのではなく、今空いているところに行ってもらい、空きがでるのを待ってもらおうという状況があり、里親登録者も足りていません。子どもたちに健やかな育ちを保障するために、親子分離後に手厚い支援ができるように十分な予算と工夫をしてほしいと思います。

**【石井】** 議論も尽きぬところではありますが、日本における子どもの権利擁護が発展することを祈念して本日の議論を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

(2019年7月10日 霞ヶ関弁護士会館)



## 弁政連が推薦し当選された参議院議員の方々

井上 哲士	日本共産党	比 例	古川 俊治	自由民主党	埼 玉 県
打越さく良	立憲民主党	新 潟 県	牧山ひろえ	立憲民主党	神奈川県
衛藤 晟一	自由民主党	比 例	松山 政司	自由民主党	福 岡 県
大塚 耕平	国民民主党	愛 知 県	水岡 俊一	立憲民主党	比 例
川田 龍平	立憲民主党	比 例	三宅 伸吾	自由民主党	香 川 県
上月 良祐	自由民主党	茨 城 県	森 まさこ	自由民主党	福 島 県
佐々木さやか	公 明 党	神 奈 川	矢倉 克夫	公 明 党	埼 玉 県
杉 久武	公 明 党	大 阪 府	安江 伸夫	公 明 党	愛 知 県
世耕 弘成	自由民主党	和歌山県	山口那津男	公 明 党	東 京 都
野田 国義	立憲民主党	福 岡 県	山本 香苗	公 明 党	比 例
馬場 成志	自由民主党	熊 本 県	山本 博司	公 明 党	比 例
林 芳正	自由民主党	山 口 県	吉川ゆうみ	自由民主党	三 重 県

敬称略・五十音順

### 支部活動ヘッドライン 2019年7月-8月

実施日	支 部	活 動 概 要
7月26日	東京	日本共産党東京都議団の「2020年度予算編成への要望に関する懇談会」に出席し、東京弁護士会の要望として、①小中学校での「法教育」「いじめ予防授業」等、弁護士会が講師となる弁護士を派遣している授業のための講師日当の予算措置、②2020（令和2）年から施行が目指されている東京都「犯罪被害者権利条例（仮称）」に盛り込まれる犯罪被害者のための施策の予算措置、③震災関連の予算措置、④児童相談所への弁護士常駐体制整備のための予算措置を要望した。
7月29日		都民ファーストの会東京都議団の「令和2年度 東京都予算要望ヒアリング」に出席して、上記4項目を要望した。
7月30日		都議会公明党の「令和2年度 東京都予算要望ヒアリング」に出席して、上記4項目を要望した。
8月21日		都議会立憲民主党・民主クラブの「令和2年度 東京都予算要望ヒアリング」に出席して、上記4項目を要望した。



## 小川敏夫議員が参議院副議長に選出されました

小川 敏夫 議員

参議院東京都 当選 4 回  
東京弁護士会会員（修習25期）  
裁判官弾劾裁判長、参議院内閣委員長・決算委員長、法務大臣 等を歴任

### 牧原秀樹議員が経済産業副大臣に就任

牧原 秀樹 議員

自由民主党 衆議院比例北関東 当選 4 回  
埼玉弁護士会会員（修習49期）  
衆議院内閣委員長、議員運営委員会理事、  
環境大臣政務官、厚生労働副大臣等を歴任



### 宮崎政久議員が法務大臣政務官に就任

宮崎 政久 議員

自由民主党 衆議院比例九州 当選 3 回  
沖縄弁護士会会員（修習47期）  
衆議院法務委員会理事、内閣委員会委員、  
憲法審査会委員等を歴任



### 藤原崇議員が内閣府大臣政務官・復興大臣政務官に就任

藤原 崇 議員

自由民主党 衆議院比例東北 当選 3 回  
東京弁護士会会員（修習63期）  
衆議院法務委員会理事、東日本大震災復  
興特別委員会委員等を歴任



### 佐々木さやか議員が文部科学大臣政務官に就任

佐々木 さやか 議員

公明党 参議院神奈川県 当選 2 回  
神奈川県弁護士会会員（修習60期）  
参議院法務委員会理事、厚生労働委員会  
理事等を歴任



## 自由民主党京都府連と京都弁護士会との意見交換会

京都支部 事務局長 日下部 和弘

2019年（令和元年）8月10日、弁政連京都支部の設営により、自由民主党京都支部連合会と京都弁護士会との意見交換会が開催されました。自民党から、同支部連合会会長の二之湯智参議院議員のほか、府選出国會議員2名、府會議員6名、市會議員3名の参加をいただき、弁護士会からは、三野岳彦会長を初めとして副会長3名と担当委員会の説明員に参加してもらいました。



テーマは、①少年法適用年齢引下げについて、②京都性暴力被害者ワンストップ相談について、③国費による被害者支援弁護士制度の導入について及び④京都医療少年院建替えについて、意見交換を行いました。自民党の側からは、①について、主に民法や選挙権の引き下げとの違いについて、引き下げてよいという成熟した未成年と少年法で想定されている「罪を犯した未成年」とがどう違うのかイメージできない、との質問がなされ、また、②③④については、予算を伴うものであり具体的な支出額を明らかにした議論をしたいとの要望がありました。

### 本部・支部人事（ ）内は前任者

2019年 7月19日付・8月23日付  
理事 水中 誠三（緒方 俊平）  
高橋 春男（角山 正）

新潟県支部 4月1日付

事務局長 大田 陸介（小林 斉史）

静岡県支部 4月2日付

幹事長 剣持 友浩（松田 康太郎）

広島支部 6月28日付

支部長 山下 哲夫（緒方 俊平）

仙台支部 8月1日付

支部長 高橋 春男（角山 正）

### 編集後記

事件の実証的検証と現場の声をベースに、児童虐待防止のさらなる行政・司法対応が必要です。（さいとう）  
子どもたちの人権を守るため、具体的な動きがさらに進んでほしいです。（おがわ）  
虐待から子どもたちを守るために、取り組むべき課題は多いと感じます。（いとう）  
座談会の司会を担当しました。子どもの命と安全を最優先の社会に。（いしい）  
子どもたちのために、行政における真に守るべき対象の確かな見極めと迅速な対応を期待します。（こだいら）